

「風の人」4号(通巻 12号)98.3月号

98年3月28日発行

タクラマカン砂漠の風はどんな味がするのだろうか

年間購読代千五百円

城崎さんと共に浮かぶ会・神奈川

郵便振替 00260-4-86033

東京都港区新橋 2-8-16 石田ビル 4F 救護連絡センター一気付

川崎市幸区古川町 66 関博明

大和市大和東 3-3-7-201 檜森孝雄

無実の城崎さんへ禁固・30年の宣告、弾劾！

コロンビア地方連邦地裁(ジェイムス・ロバートソン判事)は2月20日、昨年(97年)の11月14日になされた陪審・有罪判決のもとに城崎さんへ禁固・30年の刑を宣告しました。有罪訴因の「殺人未遂」に20年、「建造物等への攻撃」に10年、都合30年でした。

宣告から日が経つにつれ、言い知れない怒りというものでしょうか、地にしみ溢れるような感が増しています。私たちは、この一審を通して自分たちの無力を幾度も思い知らされてきましたが、城崎さんとともにアメリカからの自由を勝ち取るまで、世界中の心ある人々との共同を求め続けます。

共に浮かぶ会の皆様 98・2・20 城崎 勉

御存じのことと思いますが、量刑宣告は30年でした。

弁護士は初めのうち「マクシム25年」と言っていたのですが、いつの間にかそれを「30年」へと水増し。「後で、自分の努力でヤスクしたと自慢するためかな」、「国家の意を受けてのことかな」「多分その両方が合わさったものだろうな」……なんて考えたものでした。

その国家(アメリカ帝国主義)の論理は、検察側の宣告に向けての文書に如実に示されているのですが、でたらめ至極という意味で、実に興味深いものです。

公判過程などで自己破綻してしまった私=Mr.K(※注. 菊池俊介)=Mr.I(※注. 石田博文)などといった論理やニューデリーのシティバンク爆破の犯人としてインド当局は起訴の構えにある(FBIやUS検察はでっちあげに失敗したということをおぼろげに忘れている!)などなど、いやはやどうしてこんなに自分たちのツラの皮の厚さを公然と自慢できるのだろう、とおどろくことが多々あります。が、それについて、ここで一々取り上げて云々することはしません。

ここで触れておいた方がいいと思うのは帝国主義者の危険な論理についてです。

僕らは、<私が日本赤軍のメンバーであることは疑うことのない事実であり、この悪名高きテロリスト組織は“US市民なら誰であっても殺せ”といった論理をもっており、ジャカルタ事件は他の幾つかの事件(あたかも私がその全ての実行主体であるかのようなレトリックを展開している!)と同様それを明確に示した、したがって世界のテロリストへのメッセージ、警告としても厳罰、極刑を

適用せよ>といった論理を展開しました(検察の文書、及びそれに添付の国務省の対テロ責任者の文書はテロリストへの報復、みせしめの必要性を強調)。

弁護士が、公判廷で私が日本赤軍のメンバーではないことを主張しようとしなかったということが彼らにこのような論理を許すことになっている一因とも言えるのですが、それに関してはスタインホフ教授からの文書が正しく指摘しており、ここであえて云々する必要はないと思っています。

「帝国主義の危険な論理だな!」と思うのは、「US市民なら誰でも殺せ……というテロリストへの報復、みせしめ……」という考えです。

ナチのユダヤ人狩りと同じ発想であり、実は米国が第二次世界大戦時に日系人に対してとった処置と同様の発想です。現在、「イラクへの攻撃をせよ!」といった論調がUS内では圧倒的ですが、そうした中でイラク系市民が肩身の狭い思いをさせられているというのとも通底しているでしょう。

ずっと昔、<日本語の本に、アラブ人は『ユダヤ人を海にたたきこめ!』と突撃してきたが、ユダヤ人はこれをはねかえした、その論理は今もアラブ人に共通している……>といったことが書いてある>と言ったところ、友人のパレスチナ人が顔を険しくして、<日本ではそんなことが信じられているのか?! 確かに運動の初期の頃、そういう人たちもいた。が、それは歴史の中でのことだ。なんということだ……>と絶句してしまったのを憶い出さずにはおれません。戦闘の中で、そうした言葉を口にする者もいるかもしれません。しかし、パレスチナ革命はそんな誤りを何度も何度も否定して発展してきたのです。

それと同様に、US市民なら誰でも……というのは、帝国主義者自身の発想法の反映でしかないものであり、それをもって、みせしめ、報復を正当化しようとして、自らのあわれな思考法の馬脚をあらわしてしまったのです。

ジャカルタの件ではスハルト独裁体制、シティバンクの件ではインド、そして私の逮捕はネパールというように、アメリカ帝国主義は第三世界の腐敗、汚職を利用して、でっちあげをなんとかそれらしく保っているだけ、と言ってもいいのが実情です。

どうせ裁判なんて茶番、勝手にするがいいさ……という思いが基底にあります。というのも無罪、無実を立証しようとしても、へたをすれば奴らの思うツボということにもなりかねないからです。しかし、こんなメチャクチャな論理を用いられると「勝手にするがいいさ」と言ってもおれないようですな。はてさて……。

なお、『風の人』2号に掲載された丸岡氏の証言などは、そのものとしては活かせませんでした。が、スタインホフ教授が引用—証言という形になりました。

それと、ジャカルタ事件は例の量刑ガイドラインの施行前のことなので、その適用とはならないことも伝えておいた方がいいかと思います。

ともに!

暖かくなり、土が動き始めました

2月21日早朝、ワシントンのYさんからFAXが入っていました。電話で、検察側70年の求刑だったことを知りました。宣告と同時に城崎さんは控訴審の取組みを始めているようです。弁護士は一審と同じタッカー弁護士。

城崎さんは3月16日にワシントン・アーリントン拘置所からオクラホマへ移動し、ここで一カ月くらい過ごした後、“新居”も移るようです(救援関係者への手紙から)。“新居”がわかりしだい、お知らせいたします。

一審までの歩みの断片を『風の人』に紡いできましたが、一区切りをつけ、振り返ってみたいと考えています。アメリカでの政治裁判では何が求められ、どういう救援が求められているのか、公判—救援関係を整理して提出します。狭い、個々の孤立的な状況と関係を直視し、できるだけ多くの方々との共同を探りたいと希望しています。

なお、1月25日の大阪集会へ城崎さんはメッセージを送ったそうです。例のごとく中身の一部が途中で消えたのでした。日本側からの手紙も肝心なのはよく消えたようすなあ。怒り、天に達すれば、無言の微笑となります。

城崎さん、風に乗せて、握手を！

2月会計報告は3月分と合併で4月号に掲載します。購読料とカンパ、本当にありがとうございました。
(城崎さんと共に浮かぶ会・神奈川)